

水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書

人口減少や食生活の多様化で米の消費量は年々減少し、コロナ禍にともなう外食・中食の需要も減少、民間の在庫も増加傾向となるなど、水田農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況のなかで、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度から8年度までの5年間で一度も水張りが行われず(米を作付けしない)農地は、交付対象から外す方針が示されました。

農業を基幹産業とする本町の農業者は、長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、交付金を活用して、地域の特色や気候に合った作物を作付けし、経営の安定や農業生産基盤の強化に努めてきました。

しかしながら、今回の見直しにより、特産物である蕎麦、黒大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃農地の増加など連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。委員会として、今後取り組むべき地域計画に支障をきたすことはいくらでもありません。

つきましては、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱いにあたっては、地域の意見や実情に十分配慮し、農業者の経営の安定が維持され、地域農業に混乱が起きないように、下記の項目について対応を強く要請します。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件については、主食用米の生産調整の実行性を高める観点から、現場実態をふまえ、畦、水路などの機能確認に留めること。
- 2 交付対象要件の見直しを進めるならば、国内で需要のある麦・大豆・飼料作物等、農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。

以上、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年9月14日

京都府京丹波町農業委員会 会長 山田 進

近畿農政局長 出倉 功一 様